

◎子ども・子育て支援法に基づく基本指針

＜市町村子ども・子育て支援事業計画の必要記載事項＞

○区域の設定
○各年度における幼児期の学校教育・保育の量の見込み、実施しようとする幼児期の学校教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期

○地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期

○幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び当該学校教育・保育の推進に関する体制の確保の内容

(例)

- ・ 幼稚園及び保育所から認定こども園への移行に必要な支援その他普及に係る基本的考え方や質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の役割、提供の必要性等に係る基本的考え方や、及びその推進方策
- ・ 保幼小連携の推進方策

＜都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の必要記載事項＞

○区域の設定

○各年度における幼児期の学校教育・保育の量の見込み、実施しようとする幼児期の学校教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期

○幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び当該学校教育・保育の推進に関する体制の確保の内容

(例)

- ・ 幼稚園及び保育所から認定こども園への移行に必要な支援その他普及に係る基本的考え方や幼稚園教諭と保育士の合同研修に対する支援
- ・ 教育・保育の役割、提供の必要性等に係る基本的考え方や、及びその推進方策
- ・ 保幼小連携の推進方策

○特定教育・保育及び特定地域型保育を行う者並びに地域子ども・子育て支援事業に従事する者の確保及び資質の向上のために講ずる措置

(例)

- ・ 保育教諭、幼稚園教諭、保育士等の確保又は資質向上のために講ずる措置に関する事項
- ・ 保育士の人材確保、質の向上、研修等の実施体制の整備、積極的な研修の実施
- ・ 幼稚園教諭の人材確保、質の向上、積極的な研修の実施

○子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する施策の実施に関する事項、その円滑な実施を図るために必要な市町村との連携

◎小学校教育との円滑な接続に向けた関係者の連携

＜子ども・子育て支援法に基づく基本指針＞

子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容
(市町村事業計画・都道府県事業支援計画の必須記載事項)

- ・認定こども園の普及に係る基本的考え方(都道府県計画は設置目標を含む。)
- ・教育・保育に係る基本的考え方及びその推進方策
- ・地域子ども・子育て支援事業の役割、提供の必要性等に係る基本的考え方及びその推進方策
- ・地域における教育・保育施設及び地域型保育事業を行う者の連携の推進方策
- ・認定こども園、幼稚園及び保育所と小学校等との連携の推進方策

＜特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準(平成26年内閣府令第39号)＞

(小学校等との連携)

第11条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供の終了に際しては、支給認定子どもについて、小学校における教育又は他の特定教育・保育施設等において継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう、支給認定子どもに係る情報の提供その他小学校、特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関との密接な連携に努めなければならない。

＜幼保連携型認定こども園教育・保育要領(平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第1号)＞

※幼稚園型・保育所型・地方裁量型の認定こども園も踏まえる必要有り
第3章 指導計画作成に当たって配慮すべき事項

第1の7 幼保連携型認定こども園においては、その教育及び保育が、小学校以降の生活や学習の基盤の育成につながることに配慮し、乳幼児期にふさわしい生活を通して、創造的な思考や主体的な生活態度などの基礎を培うようにすること。

第2の10 園児の発達や学びの連続性を確保する観点から、小学校教育への円滑な接続に向けた教育及び保育の内容の工夫を図るとともに、幼保連携型認定こども園の園児と小学校の児童の交流の機会を設けたり、小学校の教師との意見交換や合同の研究の機会を設けたりするなど、連携を通じた質の向上を図ること。